



第45期定時株主総会 招集ご通知

開催日時 平成28年9月29日（木曜日） 午前10時

開催場所 神奈川県横浜市青葉区青葉台一丁目5番8号
ホテル&レストラン 青葉台フォーラム 2階「青葉」の間
(裏表紙のご案内図をご参照ください。)

目次

第45期定時株主総会招集ご通知	1
-----------------	---

(提供書面)

事業報告

I 当社の現況	2
II 会社の状況	7

計算書類	14
------	----

監査報告書

会計監査人の監査報告	31
監査役会の監査報告	33

(株主総会参考書類)

第1号議案 剰余金の処分の件	35
第2号議案 定款一部変更の件	36
第3号議案 監査役4名選任の件	37

株 主 各 位

神奈川県横浜市青葉区新石川四丁目33番地10

工 藤 建 設 株 式 会 社

代表取締役 工 藤 英 司

第45期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第45期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年9月28日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年9月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県横浜市青葉区青葉台一丁目5番8号
ホテル&レストラン 青葉台フォーラム 2階「青葉」の間
（ご案内図を裏表紙に記載いたしましたのでご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 第45期（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）
事業報告及び計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 監査役4名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ なお、本総会招集ご通知に掲載しております株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト（アドレス<http://www.kudo.co.jp/>）においてその内容を掲載いたします。

(提供書面)

事業報告

(自 平成27年7月1日)
(至 平成28年6月30日)

I 当社の現況

1. 事業の経過及び成果

(1) 一般的な事業の概況

当事業年度におけるわが国経済は、政府主導による経済・金融政策などの効果もあり、企業収益の回復に伴い、雇用・所得環境も着実に改善するなど、緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、中国をはじめとする新興国の経済減速や英国のEU離脱決定による金融市場の混乱など、企業収益や個人消費に対する先行き不透明感が一層強まり、景気を下押しするリスクには留意が必要な状況にあります。

建設・不動産業界におきましては、建設資金の調達コストは低水準で推移しており、資産活用及び住宅取得意欲は底堅く推移しておりますが、建設労働者不足に伴う施工体制の安定確保等、取り巻く環境は依然厳しい状況が続いております。

介護業界におきましても、介護サービスの需要は確実に高まりつつあり、介護職員の安定確保が引き続き経営上の重要課題となっております。

このような情勢のなか、当社は本年、創業50周年を迎えました。これもひとえにお客様をはじめ関係者各位のご支援、ご協力の賜物と心より感謝申し上げます。当社は強く必要とされる企業であり続けるために、引き続き神奈川・東京を中心とした営業エリアにおいて、お客様の感動を創造し、人生のさまざまなステージを支える生活舞台創造企業を目指して事業展開を図ってまいります。

この結果、当事業年度における業績は、売上高190億50百万円（前事業年度比20.6%増）、営業利益11億4百万円（前事業年度比557.4%増）、経常利益10億11百万円（前事業年度比1,250.6%増）、当期純利益は6億7百万円（前事業年度比291.8%増）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりです。

< 建設事業 >

建設部門、戸建住宅部門ともに、豊富な受注工事残高を背景として工事の進捗が順調だったことや、資材費・労務費が安定していたことから、完成工事高・完成工事利益ともに計画を大幅に上回りました。

以上の結果、2部門を合わせた当事業の売上高は117億96百万円（前事業年度比38.1%増）、営業利益は9億26百万円（前事業年度比128.2%増）となりました。

< 不動産販売事業 >

当事業年度においては新規の用地取得を行わず、宮城県仙台市の事業用固定資産を売却いたしました。

以上の結果、当事業の売上高は1億78百万円（前事業年度比13.9%増）、営業利益は1億14百万円（前事業年度比564.7%増）となりました。

< 建物管理事業 >

建物管理事業におきましては、賃貸事業部門での一括借上げ物件の賃料の低下、大規模改修工事の減少に伴う売上減少分を室内改修等の工事部門で補いきれなかったことにより、売上高は微減となりました。利益面では、一括借上げ物件の空室率の改善や建物管理戸数の増加により賃貸事業部門で売上総利益が改善しましたが、大規模改修工事の減少による工事部門の売上総利益減少を補いきれず、営業利益は減少しました。

以上の結果、当事業の売上高は34億46百万円（前事業年度比4.0%減）、営業利益は2億7百万円（前事業年度比12.0%減）となりました。

< 介護事業 >

介護部門では、有料老人ホーム10施設の平均稼働率は87%程度で推移しました。昨年度から取り組んでまいりました人人体制の見直しによるコスト減少に加え、収益面では、一時金の償却収入中心から家賃・管理費収入等固定収入中心の構造改革により、大幅な増益となりました。

以上の結果、当事業の売上高は36億29百万円（前事業年度比3.5%増）、営業利益は3億76百万円（前事業年度は31百万円の営業損失）となりました。

(2) セグメント別営業の概況

当事業年度の受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

部 門		前事業年度 繰越高	当事業年度 受注高	当事業年度 売上高	次事業年度 繰越高
建設 事業	建築工事	7,969	11,422	11,593	7,799
	土木工事	4	198	203	—
	小 計	7,974	11,621	11,796	7,799
不動産販 売業	—	—	178	—	
建物管 理業	—	—	3,446	—	
介護事 業	—	—	3,629	—	
合 計		7,974	11,621	19,050	7,799

当事業年度の業績をセグメント別に見ますと、建築工事の売上高は115億93百万円（前事業年度比38.5%増）で売上高全体に占める割合は60.9%、土木工事の売上高は2億3百万円（前事業年度比16.3%増）で売上高全体に占める割合は1.1%、不動産販売事業の売上高は1億78百万円（前事業年度比13.9%増）で売上高全体に占める割合は0.9%、建物管理事業の売上高は34億46百万円（前事業年度比4.0%減）で売上高全体に占める割合は18.1%、介護事業の売上高は36億29百万円（前事業年度比3.5%増）で売上高全体に占める割合は19.1%であります。

2. 設備投資及び資金調達の状況

(1) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は、76百万円であります。主なものは、建物管理事業における中古ビル取得28百万円と、本社システム整備における費用10百万円であります。

(2) 資金調達の状況

当事業年度における設備資金及び運転資金につきましては、自己資金及び金融機関からの借入金をもって充当し、増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

3. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 42 期 (平成25年6月期)	第 43 期 (平成26年6月期)	第 44 期 (平成27年6月期)	第 45 期 (当事業年度) (平成28年6月期)
受 注 高 (百 万 円)	9,008	8,051	10,824	11,621
売 上 高 (百 万 円)	15,834	18,647	15,796	19,050
経 常 利 益 (百 万 円)	251	155	74	1,011
当 期 純 利 益 (百 万 円)	187	122	155	607
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	14.44	9.48	11.96	46.87
総 資 産 (百 万 円)	12,301	11,292	11,799	11,955
純 資 産 (百 万 円)	2,536	2,609	2,775	3,240

(注) 1株当たり当期純利益の計算については、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除して算出しております。

4. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

当社の親会社は株式会社トップであり、同社は当社の株式7,121千株（持株比率54.91%）を保有しております。なお、持株比率は自己株式（342,811株）を控除して計算しております。

(2) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

5. 対処すべき課題

当社は、各事業部門が熾烈な競争を勝ち抜き、売上高が伸び悩む中でも安定した利益を確保すべく以下のとおり事業展開を図ってまいります。

建設・住宅部門につきましては、地域密着の営業体制を強化し、安定した受注確保と収益力の強化に取り組みます。

不動産販売部門につきましては、土地仕入れを厳選して、事業サイクルを短縮することが求められます。

建物管理部門につきましては、保守ならびに修繕工事部門の強化、適正な家賃管理手数料の確保、空室対策が重要な課題となっております。

また、介護部門につきましては、地域の高齢化に伴う高齢者施設の不足に貢献すべく、心地よい暮らしと質の高い介護サービスの提供に努めてまいります。

全体としては事業競争力・収益の強化と経営効率化を図るとともに、コンプライアンスの徹底を最重点課題と認識し、内部統制システムの整備を継続して推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

6. 主要な事業内容（平成28年6月30日現在）

当社は建設業法により、特定建設業者〔（特-27）第8049号〕として国土交通大臣許可を受け、土木、建築ならびにこれらに関連する事業を行うほか、宅地建物取引業法により、宅地建物取引業者〔（6）第4180号〕として国土交通大臣許可を受け、不動産に関する事業を行っております。また、介護保険法の適用を受ける介護サービス事業を行っております。

7. 使用人の状況（平成28年6月30日現在）

使用人数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男子	227名	△16名	41.3歳	8.0年
女子	209	△32	45.3	3.4
合計又は平均	436	△48	43.6	5.3

(注) 平均年齢・平均勤続年数は派遣・出向社員は除いております。

8. 主な事務所（平成28年6月30日現在）

本社 神奈川県横浜市青葉区新石川四丁目33番地10
支店 東京支店（東京都港区）

9. 主な借入先の状況（平成28年6月30日現在）

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	2,362 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	419
株式会社商工組合中央金庫	193
株式会社神奈川銀行	186
横浜信用金庫	43
湘南信用金庫	29

10. その他当社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ 会社の状況

1. 株式の状況 (平成28年6月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 44,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 12,969,389株 (自己株式342,811株を除く)
- (3) 株主数 695名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社トッポ	7,121,000株	54.91%
工藤英司	398,190株	3.07%
工藤隆司	397,153株	3.06%
株式会社横浜銀行	391,000株	3.01%
工藤次郎	355,132株	2.74%
八重沢知正	293,154株	2.26%
川本工業株式会社	156,600株	1.21%
株式会社吉永商店	139,000株	1.07%
横浜エレベータ株式会社	105,000株	0.81%
滝澤国武	103,780株	0.80%

- (注) 1.自己株式342,811株を保有しておりますが、大株主から除いております。
2.持株比率は自己株式(342,811株)を控除して計算しております。

2. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年6月30日現在）

氏 名	会社における地位	担当及び重要な兼職状況
工 藤 次 郎	取 締 役 会 長	
工 藤 英 司	代 表 取 締 役	株式会社トップ取締役
工 藤 隆 晃	取締役常務執行役員	
藤 井 研 児	取締役執行役員	介護事業部長
工 藤 隆 司	取 締 役	株式会社トップ取締役
下 山 秀 弥	取 締 役	株式会社朋栄 取締役社長
石 田 米 治	常 勤 監 査 役	
八重沢 知 正	監 査 役	税理士
奥 原 章 男	監 査 役	税理士

- (注) 1. 取締役 下山秀弥氏は、社外取締役であります。
 2. 社外取締役下山秀弥氏は、独立役員として東京証券取引所へ届出ております。
 3. 監査役 八重沢知正氏及び奥原章男氏は、社外監査役であります。
 4. 社外監査役八重沢知正氏及び奥原章男氏は、税理士であり財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 社外監査役奥原章男氏は、独立役員として東京証券取引所へ届出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額 (単位：千円)

区分	支給人数	支給額	摘要
取締役 (うち社外取締役)	7名 (2)	76,559 (3,000)	(注)1
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2)	9,999 (3,999)	(注)2
合計	10名	86,559	

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成5年9月28日開催の第22期定時株主総会において、年額420,000千円以内と決議いただいております。
 2. 監査役の報酬限度額は、平成5年9月28日開催の第22期定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。
 3. 支給人数及び支給額には、平成27年9月25日開催の第44期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した社外取締役1名を含んでおります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を個々に締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役下山秀弥氏は、株式会社朋栄の取締役社長に就任いたしております。株式会社朋栄と当社との関係で重要なものではありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役 下山秀弥

就任後開催された当事業年度開催の取締役会12回のうち11回出席し、株式会社朋栄の取締役社長としての経験を活かし、主にコーポレートガバナンスの見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、ならびに県内経済・企業の動向等の発言を行っております。

監査役 八重沢知正

当事業年度開催の取締役会16回のうち12回、監査役会12回のうち11回出席し、地元税理士としての専門的見地から疑問点を明らかにするとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においても必要に応じて専門的見地から発言を行っております。

監査役 奥原章男

当事業年度開催の取締役会16回のうちすべて、監査役会12回のうちすべてに出席し、地元税理士としての専門的見地から疑問点を明らかにするとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においても必要に応じて専門的見地から発言を行っております。

3. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人 トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額 21百万円

② 会社及び子会社が支払うべき金銭等の合計額 21百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の職務遂行状況及び報酬見積りの算出などについて必要な検証を行ったうえで、当該金額について同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、もしくは会計監査人として相応しくない非行があり、会社の会計監査人であることにつき会社にとって重大な支障があると判断したときには、監査役会は会社法第340条の規定により監査役全員の同意に基づき会計監査人の解任を決定いたします。

また、そのほか当該会計監査人であることによって会社の運営に支障があると判断されるときには、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

4. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための体制（以下「内部統制システム」という）の整備として、次のとおり基本方針を制定しております。

(1)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は「工藤建設行動規範」を策定し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- ②役職員に対して、コンプライアンスの教育・研修を継続的に行う。
- ③法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を導入し、「社内通報規程」を制定する。
- ④法令・定款違反等の行為が発見された場合には、「社内通報規程」に従って、取締役会に報告の上、外部専門家と協力しながら対応に努める。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役及び職員の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に従って適切に作成、保存又は廃棄される。
- ②保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて社内規程に規定された期間とする。
- ③取締役及び監査役はいつでもこれら保存された文書を閲覧し得るものとする。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①「リスク管理規程」を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。
- ②役職員に対してリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ②取締役会から委嘱された業務執行のうち重要事項については、社長を議長とし毎週1回開催される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
- ③経営の健全性と効率性を高めるために「執行役員制度」を導入し、各執行役員の責任範囲を明確にする。

- ④取締役会は、中期計画を策定し、それに基づく主要経営目標の設定及びその進捗についての定期的な検証を行うとともに、年度ごとの部門別目標を設定し、実績を管理する。
- (5)当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①親会社との取引について、取引条件の決定に関するガイドラインを策定し、このガイドラインに従って取引条件を決定する。
- ②親会社との重要な取引については、親会社の役員との兼任役員は審議及び決議に参加しないこととし、この役員を除き社外取締役を含む取締役全員一致の承認を得る。
- (6)監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ①監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な員数及び求める資質について、取締役と協議の上、適任と認められる人員を配置する。
- ②補助使用人の任命・異動、人事評価及び懲戒などについては、監査役の意見を尊重する。
- (7)監査役その職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
補助使用人は、監査役に専属することとし、他の業務を一切兼務させないことにより、監査役の補助使用人に対する指示の実効性を確保する。
- (8)取締役及び使用人が、監査役に報告をするための体制
取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役及び監査役会に報告する。
- (9)報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ①監査役は取締役又は使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わない。
- ②監査役は、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。

- (10) 監査役の職務執行について生じる費用の前払い又は償還の手続き、その他当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

- (11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役が代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換する場を設ける。
- ② 内部監査部門は、監査役と定期的に内部監査結果について協議及び意見交換するなどし、情報交換及び緊密な連携を図る。
- ③ 監査役会は、必要に応じて、会社の費用負担により、独自のアドバイザーとして、弁護士、公認会計士その他外部専門家の助言を受けることができる。
- ④ 社外監査役として、弁護士、公認会計士、税理士その他外部専門家を選任する。

2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、監査役会設置会社としてコーポレートガバナンス体制を維持・強化しております。そして、従来から、社外取締役を含めた少数の取締役による迅速な意思決定と取締役会の活性化を目指すとともに、取締役の相互監視とコンプライアンスの徹底を図ってまいりました。また、執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、それぞれの機能強化を図っております。監査役は、取締役会決議その他において行われる取締役会の意思決定に関する監視を強化し、必要に応じて、監査役会の意思・意見等を表明しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年6月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	5,448,373	流動負債	5,737,676
現金預金	1,868,337	工事未払金	1,088,067
受取手形	23,423	不動産事業未払金	47,945
完成工事未収入金	1,164,238	短期借入金	300,000
不動産事業未収入金	4,558	1年以内返済予定長期借入金	1,514,166
介護事業未収入金	455,137	1年以内償還予定社債	28,800
完成工事支出金	974,552	リース債務	1,217
不動産事業支出金	320,369	未払金	300,806
販売用不動産	33,000	未払法人税等	309,967
貯蔵品	35,003	未払費用	162,459
短期貸付金	154,838	未成工事受入金	1,248,727
前払費用	271,320	預り金	361,485
立替金	54,032	完成工事補償引当金	111,211
繰延税金資産	75,165	賞与引当金	32,596
その他の貸倒引当金	17,443	その他	230,226
△3,048			
固定資産	6,506,726	固定負債	2,976,594
有形固定資産	2,542,297	社債	12,800
建物・構築物	774,620	長期借入金	1,420,984
車両運搬具	6,356	リース債務	3,236
工具器具・備品	51,077	預り保証金	1,430,906
土地	1,710,241	長期預り金	9,298
無形固定資産	57,112	資産除去債務	20,553
ソフトウェア	26,383	厚生年金基金解散損失引当金	78,816
リース資産	1,873		
その他の貸倒引当金	28,855	負債合計	8,714,270
投資その他の資産	3,907,316	純資産の部	
投資有価証券	288,748	株主資本	3,219,932
関係会社株	23,100	資本金	867,500
長期貸付金	193,813	資本剰余金	549,500
株主・役員又は従業員に対する長期貸付金	2,598	資本準備金	549,500
前払年金費用	19,424	利益剰余金	1,891,069
長期前払費用	50,105	利益準備金	149,062
産更生債権	2,291	その他利益剰余金	1,742,006
差入保証金	3,239,606	繰越利益剰余金	1,742,006
会員権	30,428	自己株式	△88,136
繰延税金資産	23,660	評価・換算差額等	20,897
その他の貸倒引当金	37,222	その他有価証券評価差額金	20,897
△3,683		純資産合計	3,240,829
資産合計	11,955,100	負債・純資産合計	11,955,100

損 益 計 算 書

(自 平成27年 7月 1日)
(至 平成28年 6月 30日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高	12,564,681	
完 成 工 事 高	2,856,259	
不 動 産 事 業 等 売 上 高	3,629,690	19,050,631
介 護 事 業 売 上 高		
売 上 原 価	10,736,783	
完 成 工 事 原 価	2,412,140	
不 動 産 事 業 等 売 上 原 価	3,108,367	16,257,292
介 護 事 業 売 上 原 価		
売 上 総 利 益	1,827,897	
完 成 工 事 総 利 益	444,118	
不 動 産 事 業 等 総 利 益	521,323	2,793,338
介 護 事 業 総 利 益		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,689,001
営 業 利 益		1,104,337
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	16,396	
助 成 金 取 入	2,750	
債 権 取 立 益 入	37,750	
雑 収 入	7,234	64,130
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	117,603	
支 払 手 数 料	19,558	
社 債 利 息	421	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,785	
債 権 売 却 損 失	16,537	
雑 損 失	1,142	157,048
経 常 利 益		1,011,418
特 別 損 失		
厚 生 年 金 基 金 解 散 損 失 引 当 金 繰 入 額	78,816	78,816
税 引 前 当 期 純 利 益		932,602
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	331,592	
法 人 税 等 調 整 額	△6,896	324,695
当 期 純 利 益		607,907

株主資本等変動計算書

(自 平成27年 7 月 1 日)
(至 平成28年 6 月30日)

(単位：千円)

	株主資本							評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金		利益剰余金		自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
				繰越利益 剰余金					
平成27年 7 月 1 日 残高	867,500	549,500	149,062	1,198,949	1,348,011	△88,011	2,677,000	98,802	2,775,803
事業年度中の変動額									
剰余金の配当	-	-	-	△64,850	△64,850	-	△64,850	-	△64,850
当期純利益	-	-	-	607,907	607,907	-	607,907	-	607,907
自己株式の取得	-	-	-	-	-	△125	△125	-	△125
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	△77,905	△77,905
事業年度中 の変動額合計	-	-	-	543,057	543,057	△125	542,931	△77,905	465,026
平成28年 6 月30日 残高	867,500	549,500	149,062	1,742,006	1,891,069	△88,136	3,219,932	20,897	3,240,829

計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 重要な会計方針に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
その他有価証券……………時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により
処理し、売却原価は移動平均法により
算定)
時価のないもの
移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法…時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 未成工事支出金……………個別法に基づく原価法
不動産事業支出金……………個別法に基づく原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づ
く簿価切り下げの方法により算定)
貯蔵品……………移動平均法に基づく原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づ
く簿価切り下げの方法により算定)

(4) 固定資産の減価償却の方法

- 有形固定資産……………定率法によっております。但し、平成10
年4月1日以降に取得した建物(建物附
属設備を除く)、並びに平成28年4月1
日以降に取得した建物附属設備及び構築
物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物・構築物 6～50年

工具、器具及び備品 2～20年

無形固定資産(リース資産を除く)…定額法

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間
(5年)に基づく定額法によっております。また、のれんについては、5年間
で均等償却を行っております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平
成20年6月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法
に準じた会計処理によっております。

長期前払費用……………定額法

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権
については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特
定の債権については個別に回収可能性を勘案し、
回収不能見込額を計上しております。

完成工事補償引当金……………完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、前
事業年度及び当事業年度の実績を基礎に計上して
おります。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充当するため、支給見込み額を計上しております。
退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理額

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）における定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

なお、年金資産の額が企業年金制度に係る退職給付債務に当該企業年金制度に係る未認識数理計算上の差異等を加減した額を超えている場合には、貸借対照表の前払年金費用に計上しております。

厚生年金基金解散損失引当金…厚生年金基金の解散に伴い発生する損失に備えるため、当該負担額を計上しております。

(6)収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(7)ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理の方法によっております。但し、金利スワップ及び金利キャップの特例処理の要件を充たす金利スワップ及び金利キャップにつきましては、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ取引及び金利キャップ取引

ヘッジ対象……………変動金利借入金

ヘッジ方針

金利スワップ取引及び金利キャップ取引は、金利変動のリスクヘッジに利用することを基本としており、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

ヘッジ有効性評価の方法

特例処理を採用しているため、有効性の評価を省略しております。

(8)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 未適用の会計基準等

・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1) 概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

- ①(分類1)から(分類5)に係る分類の要件をいづれも満たさない企業の取扱い
- ②(分類2)及び(分類3)に係る分類の要件
- ③(分類2)に該当する企業におけるスケジュール不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ④(分類3)に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ⑤(分類4)に係る分類の要件を満たす企業が(分類2)又は(分類3)に該当する場合の取扱い

(2) 適用予定日

平成29年6月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当事業年度の作成時において評価中であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む。）	1,336,697千円
(2)関係会社に対する金銭債権及び債務	
短期金銭債権	一千円
短期金銭債務	2,135千円
長期金銭債務	9,392千円

(3)担保に供している資産及び担保に係る債務

① 金融機関借入金につき担保に供している資産

現金預金	295,000千円
介護事業未収入金	119,331千円
建物	628,547千円
土地	1,230,381千円
投資有価証券	92,789千円
差入保証金	1,418,207千円
計	<u>3,784,257千円</u>

上記に対応する債務

短期借入金	300,000千円
1年以内返済予定長期借入金	1,303,922千円
長期借入金	1,288,346千円
計	<u>2,892,268千円</u>

② 土地賃貸契約に係る権利金の返還請求権につき担保に供している資産

土地	94,349千円
----	----------

上記に対応する債務

預り保証金	56,027千円
-------	----------

③ その他

住宅瑕疵担保履行法に基づく住宅建設瑕疵担保保証金として、以下の資産を横浜地方法務局に供託しております。

投資有価証券（利付国債）	106,350千円
--------------	-----------

(4)当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次の通りであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメント総額	1,200,000千円
借入実行残高	300,000千円
差引残高	<u>900,000千円</u>

(5)財務制限条項

- ①当社は金融機関3社からなるシンジケート団との間で、返済期限を平成29年2月28日とするシンジケート契約を締結しており、当事業年度末現在407,000千円の借入残高があります。この契約には、下記の財務制限条項が付されております。当該条項に抵触した場合は、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。
- (i) 連結貸借対照表および単体の貸借対照表における株主資本の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または平成18年6月期金額（連結貸借対照表の金額は2,248,901千円、単体の貸借対照表の金額は2,067,774千円）のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
 - (ii) 連結損益計算書および単体の損益計算書上の経常損益につき2期（但し、中間期は含まない。）連続して損失を計上しないこと。
なお、第38期事業年度より連結貸借対照表及び連結損益計算書を作成しておりませんが、上記の内容は契約書の文言通りに記載しております。
- ②当社は金融機関2社からなるシンジケート団との間で、返済期限を平成31年6月30日とするシンジケート契約を締結しており、当事業年度末現在405,000千円の借入残高があります。この契約については、下記の財務制限条項が付されております。当該条項に抵触した場合は、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。
- (i) 単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または平成24年6月期末の金額（貸借対照表の金額は2,378,163千円）のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
 - (ii) 単体の損益計算書上の経常損益につき2期連続して損失を計上しないこと。
- ③当社は、(株)三菱東京UFJ銀行との間で、返済期限を平成32年11月30日とする個別金銭消費貸借契約を締結しており、当事業年度末現在220,838千円の借入金残高があります。この契約には、下記の財務制限条項(i)から(iii)が付されております。当該条項に抵触した場合は、利息の支払の返済が以下の条件に従うこととなります。

利息の支払

財務制限条項の(i)から(iii)に定めるいずれか2項目以上に抵触した場合、本借入の利率は、原契約の「利率」の規定にかかわらず、各年度決算期の末日から5ヶ月後の応当日の翌日以降、最初に到来する利息支払日の翌日(当該日を含む。)から、翌年の年度決算期の末日から5ヶ月後の応当日の翌日以降、最初に到来する利息支払日(当該日を含む。)までの期間につき、以下の通り変更するものとする。

変更後の「利率」＝原契約の「利率」＋0.25%

- (i)平成28年6月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、株主資本の金額を、平成27年6月決算期の年度決算期の末日における株主資本の金額(貸借対照表の金額は2,677,000千円)又は前年度決算期の末日における株主資本のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- (ii)平成28年6月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、営業損益及び経常損益の金額を0円以上に維持すること。
- (iii)平成28年6月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の決算短信において、介護事業におけるセグメント別損益の金額を0円以上に維持すること。

(6)偶発債務

- ① 当社施行の向の岡工業高校教室棟他新築工事(平成26年2月完成)において平成26年1月29日に発生したクリーニング工転落死亡災害に関して、当社の安全・監督義務の懈怠に起因しているとして被災者遺族から平成28年5月16日付で損害賠償請求(訴状の目的の価格124,161千円及びこれに対する遅延損害金)の訴訟が提起され、平成28年5月31日付で横浜地方裁判所より訴状の送達を受けました。訴訟の推移によっては、今後の業績に影響を及ぼす可能性もありますが、現時点ではその影響を予測することは困難であります。

② 保証債務

次の保証先について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

医療法人社団 和五会	25,625千円
------------	----------

5. 損益計算書に関する注記

関係会社に対する取引高

営業取引による取引高

売上高

33,049千円

売上原価

3,067千円

営業取引以外の取引による取引高

一千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1)発行済株式の総数並びに自己株式の株式数に関する事項

区分	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
発行済株式	13,312	—	—	13,312
自己株式	342	0	—	342

(注) 1.株式の種類は、すべて普通株式であります。

2.自己株式数の増加は、単元未満株式の買取請求に応じたものであります。

(2)剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

平成27年9月25日の定時株主総会において、次の通り決議しております。

イ. 配当金の総額 64,850千円

ロ. 1株当たり配当額 5.0円

ハ. 基準日 平成27年6月30日

ニ. 効力発生日 平成27年9月28日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

イ. 配当金の総額 181,571千円

ロ. 1株当たり配当額 14.0円

ハ. 基準日 平成28年6月30日

ニ. 効力発生日 平成28年9月30日

(注)平成28年9月29日開催予定の定時株主総会において、議案として付議する予定であります。

(3)新株予約権の目的となる株式数

該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について、短期的な預金等を中心に行い、また、運転資金のために必要な資金を主に銀行等金融機関からの借入により調達しております。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し投機的な取引は行いません。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である完成工事未収入金、介護事業未収入金等及びその他金銭債権である差入保証金は、顧客の信用リスクに晒されております。

当該信用リスクに関しては、当社の与信管理に関する社内規程に基づき、取引ごとの期日管理及び残高管理を行ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については、四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である工事未払金等は、1年以内の支払期日であります。借入金及び社債は主に運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で3年8ヶ月後であります。このうち一部については、変動金利であり金利変動リスクに晒されておりますが、金利スワップ取引及び金利キャップ取引を実施して支払金利の固定化を実施しております。

預り保証金は、賃貸契約の保証金として預かったものであり、入居者ごとに残高を管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

なお、時価を把握することが、極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（（注）2参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
①現金預金	1,868,337	1,868,337	—
②完成工事未収入金	1,164,238	1,164,238	—
③介護事業未収入金	455,137	455,137	—
④短期貸付金	154,838	154,838	—
⑤投資有価証券	251,516	251,516	—
⑥長期貸付金	193,813		
貸倒引当金（※1）	△ 1,811		
	192,001	241,990	49,989
⑦差入保証金	3,239,606		
貸倒引当金（※2）	—		
	3,239,606	3,185,522	△ 54,084
資産計	7,325,677	7,321,582	△ 4,094

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
⑧工事未払金	1,088,067	1,088,067	—
⑨短期借入金	300,000	300,000	—
⑩未払金	300,806	300,806	—
⑪未払法人税等	309,967	309,967	—
⑫預り金	361,485	361,485	—
⑬長期借入金 (※3)	2,935,150	2,949,151	14,001
⑭預り保証金 (※4)	862,675	861,535	△ 1,139
負債計	6,158,152	6,171,013	12,861

(※1) 長期貸付金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 差入保証金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(※3) 長期借入金には1年以内返済予定長期借入金も含まれております。

(※4) 預り保証金のうち、568,230千円は、金融商品に該当しないため、預り保証金には含めておりません。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法

①現金預金、②完成工事未収入金、③介護事業未収入金、④短期貸付金

これらは、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤投資有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

⑥長期貸付金

回収可能性を反映した元利息の受取見込額を国債利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑦差入保証金

回収可能性を反映した元金の受取見込額を国債利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑧工事未払金、⑨短期借入金、⑩未払金、⑪未払法人税等、⑫預り金

これらは、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑬長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後と大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑭預り保証金

将来キャッシュ・フローを国債利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表価額
非上場株式	36,486
投資事業有限責任組合出資金	745

これらは、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため「⑤投資有価証券」には含めておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、神奈川県にて賃貸用のビル（土地を含む。）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時価
753,892	658,926

(注) 1.貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2.主な変動

増加は、中古建物及び土地の購入 118,706千円
本社敷地 駐車場の購入 200,510千円

によるものであります。

3.当事業年度末の時価は、土地については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であり、建物である償却性資産は帳簿価額であります。

4.賃貸等不動産に関する損益

当該賃貸等不動産に係る賃貸損益は、35,425千円(賃貸収益40,917千円は不動産事業等売上高に、賃貸費用5,492千円は不動産事業等売上原価に計上)であります。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
完成工事補償引当金損金算入限度超過額	33,963千円
未払事業税	20,651千円
賞与引当金繰入限度超過額	9,955千円
未払事業所税	2,575千円
その他	8,020千円
繰延税金資産（流動）計	75,165千円
繰延税金資産（固定）	
減価償却費償却限度超過額	5,932千円
投資有価証券評価損否認額	7,748千円
貸倒引当金繰入限度超過額	2,040千円
会員権評価損否認額	18,068千円
固定資産減損否認額	43,497千円
厚生年金基金解散損失引当金	24,070千円
資産除去債務否認額	6,229千円
その他	1,781千円
繰延税金資産（固定）計	109,368千円
繰延税金資産小計	184,534千円
評価性引当額	△67,230千円
繰延税金資産合計	117,304千円
繰延税金負債（固定）	
その他有価証券評価差額金	△9,088千円
資産除去債務に対応する費用	△3,501千円
前払年金費用	△5,887千円
繰延税金負債（固定）計	△18,478千円
繰延税金資産の純額	98,826千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	32.7%
(調整)	
評価性引当額の増減等	△1.7%
住民税均等割等	1.1%
留保金課税	0.7%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.8%
税率変更	0.5%
その他	△0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.8%

(3)法人税の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
平成28年3月29日に「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の32.7%から、平成28年7月1日に開始する事業年度及び平成29年7月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.5%に、平成30年7月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は4,624千円減少し、その他有価証券評価差額が497千円、法人税等調整額が5,121千円それぞれ増加しております。

10. リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年6月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次の通りであります。

(借主側)

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
建物・構築物	1,774,356	484,189	1,290,166
計	1,774,356	434,189	1,290,166

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	31,695千円
1年超	1,469,000千円
計	1,500,695千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	100,200千円
減価償却費相当額	49,191千円
支払利息相当額	69,787千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算出方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(貸手側)

(1) リース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残高	取得価額	減価償却累計額	期末残高
建物	72,778千円	58,092千円	14,685千円
計	72,778千円	58,092千円	14,685千円
(2) 未経過リース料期末残高相当額			
1年以内			6,969千円
1年超			15,100千円
計			22,070千円

(注)未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高及び見積残存価額の合計額が営業債権の期末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法によって算出しております。

(3) 受取リース料及び減価償却費		
受取リース料		6,969千円
減価償却費		469千円

11. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連当事者との取引

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者	工藤岩男	—	—	建設工事の請負(注)1、2、3	70,692	未成工事支出金	8,859
						完成工事未収入金	1,676
						未成工事受入金	39,744

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)建設工事の請負については、市場価格等を勘案して、一般取引条件と同様に価格決定しています。

(注2) 工藤岩男氏は当社取締役会長工藤次郎の実兄であり、また、当社代表取締役工藤英司の伯父であります。

(注3) 上記の金額のうち取引金額及び未成工事支出金の期末残高には、消費税は含まれておりません。完成工事未収入金の期末残高には消費税が含まれております。

(2) 親会社又は重要な関連会社に関する注記

①親会社情報 株式会社トップ（非上場）

②重要な関連会社の要約財務諸表

重要性が乏しいため記載を省略しております。

1 2. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額	23,100千円
持分法を適用した場合の投資金額	183,639千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	21,481千円

1 3. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	249円88銭
(2) 1株当たり当期純利益	46円87銭

1 4. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年8月19日

工藤建設株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 水 上 亮比呂 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高 木 政 秋 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、工藤建設株式会社の平成27年7月1日から平成28年6月30日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬により重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りものの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年7月1日から平成28年6月30日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役会及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年8月22日

工藤建設株式会社 監査役会

常勤監査役 石田 米 治 ㊟

監 査 役 八重沢 知 正 ㊟

監 査 役 奥 原 章 男 ㊟

(注)監査役 八重沢知正及び奥原章男は、会社法第2条第16号、第335条第3項に規定する社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下の通りといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第45期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開を勘案いたしまして、以下の通りといたしたいと存じます。

(1)配当財産の種類

金銭といたします。

(2)配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通配当5円00銭に特別配当9円00銭を加えた14円00銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、181,571,446円となります。

(3)剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年9月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)に「解体工事」と「第一号事業」を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. <u>次に掲げる工事の設計、施工、監理、及び請負</u></p> <p>(1) <u>建築一式工事</u></p> <p>(2) <u>土木一式工事</u></p> <p>(3) <u>舗装工事</u></p> <p>(4) <u>上下水道工事</u></p> <p>(5) <u>造園工事</u></p> <p>(6) <u>電気設備工事</u></p> <p>(7) <u>内装仕上工事</u></p> <p>(8) <u>塗装工事</u></p> <p>(9) <u>防水工事</u></p> <p>(10) <u>管工事</u></p> <p>2. ～ 3. (条文省略)</p> <p>4. 介護保険法に基づく居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業及び老人福祉法に基づく有料老人ホーム事業並びに福祉介護事業に関するコンサルタント業務</p> <p>5. ～ 16. (条文省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1. <u>建設業、土木建築工事、解体工事、その他建設工事全般にかかる設計、施工、監理、及び請負</u></p> <p>2. ～ 3. (現行どおり)</p> <p>4. 介護保険法に基づく居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、<u>第一号事業</u>、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業及び老人福祉法に基づく有料老人ホーム事業並びに福祉介護事業に関するコンサルタント業務</p> <p>5. ～ 16. (現行どおり)</p>

第3号議案 監査役4名選任の件

監査役全員3名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査機能強化のため1名増員し監査役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次の通りであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 及び重要な兼職状況		所有する 当社株式数
1	しょうじ もりひろ ※庄司盛弘 (昭和38年6月13日)	平成4年4月 平成7年7月 平成11年4月 平成12年7月 平成21年7月 平成23年10月	当社入社 同工事管理部工事課課長 同総務部課長 同不動産管理部家賃管理課課長 同経営管理部課長 同建物管理事業部家賃管理課課長(現任)	1,000株
2	や え ざ わ と も ま さ 八重沢知正 (昭和20年11月8日)	昭和51年3月 平成3年9月	八重沢知正税理士事務所開設 当社社外監査役(現任)	293,154株
3	おくはらあきお 奥原章男 (昭和26年1月1日)	昭和59年7月 平成16年9月	奥原章男税理士事務所開設 当社社外監査役(現任)	5,000株
4	とまべ ちくにお ※苫米地邦男 (昭和25年8月18日)	昭和44年4月 平成21年7月 平成23年7月 平成23年8月	札幌国税局 入局 東京国税局調査第2部部长 同 退職 苫米地邦男税理士事務所開設 代表 (現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. ※印は、新任監査役候補者であります。
3. 庄司盛弘氏は監査役候補者であり、候補者とした理由は当社に入社以来、各部署の企画・管理部門を歴任し、平成9年の上場にも携わるなど当社の業務全般に精通しており、監査機能を発揮頂けることが期待できるためであります。
4. 苫米地邦男氏は社外監査役の候補者であります。同氏を候補者とした理由は、過去に会社の経営に関与したことはありませんが、税理士の資格を有しており、税務及び会計に関する高い見識があり監査機能を発揮頂けることが期待できるためであります。
5. 八重沢知正、奥原章男の両氏は、社外監査役の候補者であります。

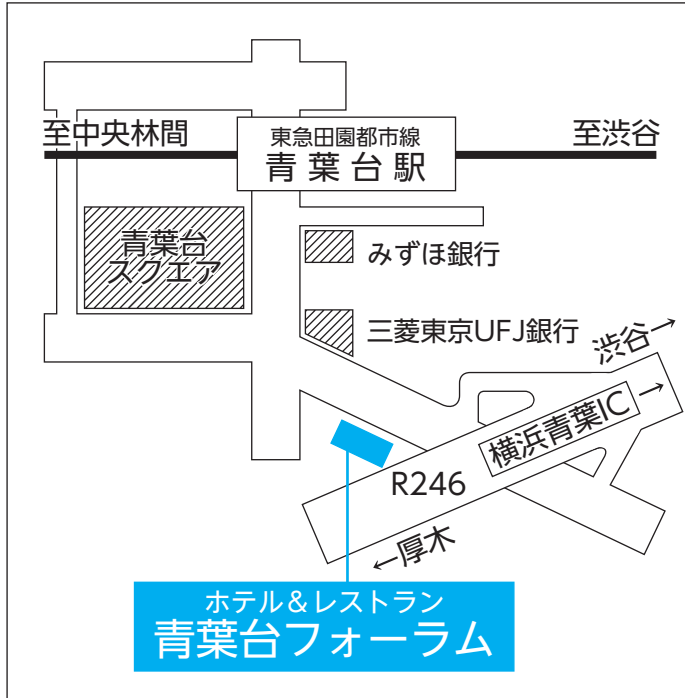
6. 八重沢知正、奥原章男の両氏は、過去において会社経営に関与したことはありませんが、長年にわたり税理士として活躍され幅広い見識と豊富な経験を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行頂けると判断いたしました。なお、八重沢知正氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって25年、また奥原章男氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって12年となります。
7. 奥原章男、苫米地邦男の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
8. 当社は定款に基づき、八重沢知正、奥原章男の両氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任の責任限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結しております。両氏が再任された場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
9. 庄司盛弘、苫米地邦男の両氏が監査役に就任した場合、当社は定款に基づき両氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任の責任限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結する予定であります。

以上

第45期定時株主総会会場のご案内

会場：神奈川県横浜市青葉区青葉台一丁目5番8号
ホテル&レストラン青葉台フォーラム 2階「青葉」の間
電話 (045) 985-2109

交通のご案内：東急田園都市線「青葉台駅」下車 徒歩約2分



◎駐車場はご用意しておりませんので、ご了承ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。